

マンション大規模修繕工事の施工業者らに対する件について（概要）

違反行為の対象となるマンション大規模修繕工事（特定大規模修繕工事）

違反事業者

関東地区に所在するマンションの管理組合が、リノシスコーポレーションに設計コンサル業務（注）を委託した上で発注するマンション大規模修繕工事

37社（施工業者36社、リノシスコーポレーション）

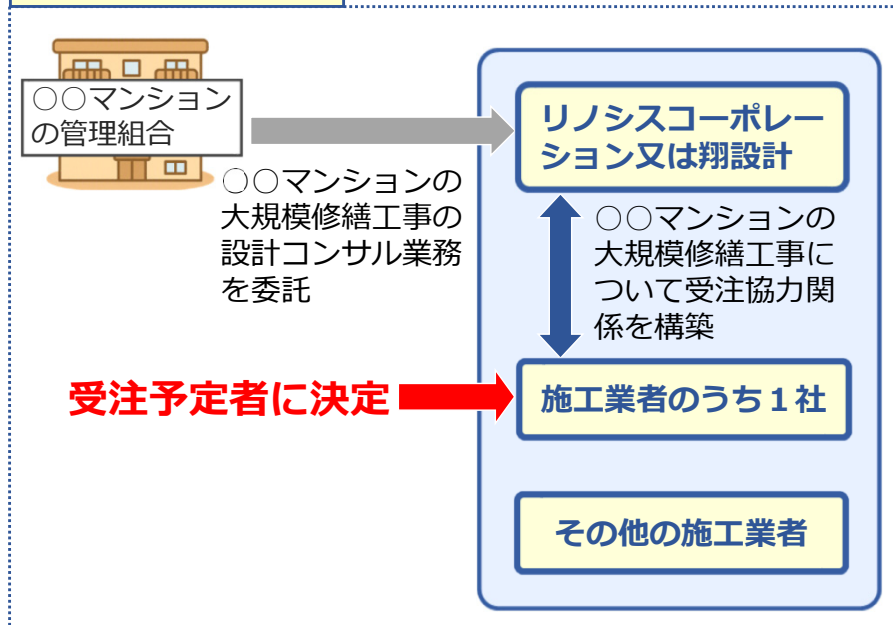
関東地区に所在するマンションの管理組合が、翔設計に設計コンサル業務（注）を委託した上で発注するマンション大規模修繕工事

20社（施工業者19社、翔設計）

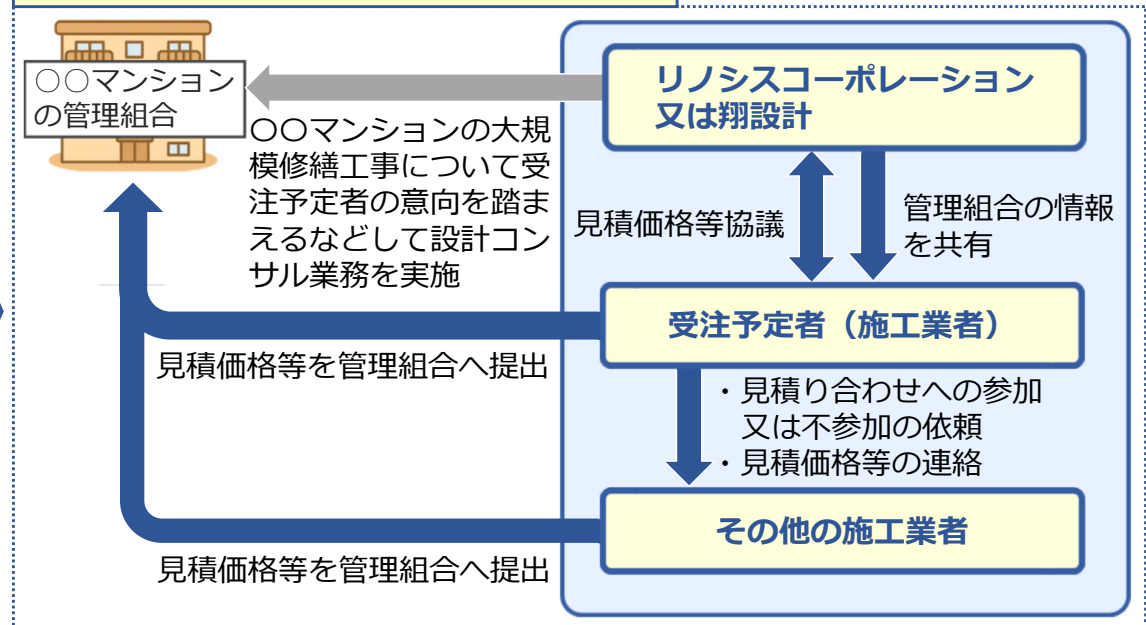
<合意>

- ①大規模修繕工事ごとに、リノシスコーポレーション又は翔設計と受注協力関係を構築した者を受注予定者とする
- ②受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

①受注予定者の決定



②受注予定者が受注できるようにする行為



<実施状況> 特定大規模修繕工事の大部分が本件違反行為によって受注されていた。

特定大規模修繕工事を受注した施工業者は、原則として、工事請負契約の契約価格の5%を目安とする金額をリノシスコーポレーション又は翔設計に支払

（注）「設計コンサル業務」とは、大規模修繕工事を発注するために必要な業務であり、施工業者の選定補助を主な内容とするもの（建物の劣化状況に係る調査・診断業務、工事範囲・仕様を定めて工事の見積りを取得するために必要な設計図書等を作成する設計業務、又は工事監理業務の全部又は一部を含む）